

## 公 表 第 8 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長、久留米市企業管理者及び教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年 3月31日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塙 本 篤 行

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
38	総務部	工事検査課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状 1.総務部 (4)取得・移管 (指摘)            「久留米市総合評価審査委員会」では、「簡易な施工計画」「企業の施工能力」「配置予定技術者」を審議し、評価点を決定するはずであるが、議事録上は上記の質疑応答が行われたのみで、何ら評価の過程は記録されていない。議事録に記載の委員長の平均点のコメントは評価における基礎的的前提事項の確認であり、当該資料のみでは、十分な評価がなされたか疑問が残る。            応札各社は、「施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見」を提出しているにも関わらず、委員会での審議は何ら行われていないように受け取れる。これでは、委員会に公正な評価を託している市民の理解は得られないであろうし、施工計画を提出した業者も納得がいかないであろう。            実際の評価は、工事検査課、建築課にて評価を行い、評価資料を作成し委員会に提出しているというのであるが、当時(平成23年度)の公式の評価組織は、「久留米市総合評価審査委員会」が専任で行うことになっているのであるから、委員会にて充実した評価を行うべきではなかっただろうか。            また、事前検討を行った工事検査課、建築課の評価についても、加点評価された内容の記録が曖昧な部分もあり、より明確な記録を残すよう努められたい。</p>	指摘	<p>技術的所見の評価については、平成24年度から、技術的な判断を行うため、施工課で評価を行った後、技術系担当次長、建築系課長、検査企画監(6名)で構成する総合評価審査小委員会で審議するようにしました。</p> <p>議事録については、ご指摘の趣旨を踏まえ、平成25年度から、審議内容を明確とするように改善しました。</p> <p>評価内容の記録については、平成26年度から、様式を改め、評価した部分、評価しなかった部分を記録するようにしました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
56	総務部	財産管理課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>1.総務部</p> <p>(6)未利用地</p> <p>③三猪町西牟田市有地(墓地跡)</p> <p>(意見)</p> <p>周辺を民家、高齢者施設、ため池に囲まれた敷地で、間口が狭小な状況であり、平成17年の売却開始から長期間を要している物件である。予定価格は状況変化に応じ下げてはいるものの、売却へは至っていない。保有することにより毎年の管理費が発生していることから、合理的範囲での値引きをしたところでの民家所有者や高齢者施設への譲渡を検討しても良いものと思われる。</p>	意見	<p>地価については下落傾向が続いていることから、売却中物件については適宜価格の見直しを行っているところです。</p> <p>当該物件については、平成26年度に再度価格の見直しを行いました。</p>
69	農政部	農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部</p> <p>耕地保護地</p> <p>(3)高良台地区耕地保護地</p> <p>(3)-6結果</p> <p>(意見)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。土地の取得後に施行された規程ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書及び経緯等の文書につきましても同様に対応いたしました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
72	農政部	農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2. 農政部</p> <p>耕地保護地</p> <p>(4) 藤田地区耕地保護地</p> <p>(4)-6結果</p> <p>(意見)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書及び経緯等の文書につきましても同様に対応いたしました。</p>
73	農政部	農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2. 農政部</p> <p>耕地保護地</p> <p>(5) 大橋地区耕地保護地</p> <p>(5)-6結果</p> <p>(意見)</p> <p>土地の取得時の書類が保存されておらず、取得時の経緯も不明である。合併前の取得ではあるが、「文書の保存期間は、所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされている。今後は、財産の取得に係る契約書等について、永久保存することが望ましい。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても、取得時から現在に至る政策立案の過程を分析し、今後のあり方を明確にする意味においても、文書化して整理しておくことが望ましい。</p>	意見	<p>今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。</p> <p>また、取得目的及び取得経緯についても文書化して整理し、永久保存いたします。なお、現存する契約書及び経緯等の文書につきましても同様に対応いたしました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
77	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状            2.農政部            耕地保護地            (6)高良台地区耕地保護地(農村整備課)            (6)-6結果            (指摘)            写真④のように、不法投棄されている箇所が散見された。現況調査は平成25年8月に行われている(写真⑤参照)が、当該不法投棄は改善されていない。不法投棄の放置により様々な事故等が起こる可能性があるため、直ちに原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条)</p>	指摘	平成26年8月3日に放置車輛を撤去し、11月には安全対策及び侵入防止のためのネットフェンスを設置しました。
88	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状            2.農政部            久留米市兜山キャンプ場            (8)結果            (指摘)            ②は工作物であり、過去には公有財産台帳にも記載されていたが、普通財産に分類変更する際に公有財産台帳上移管漏れとなっていた。公有財産台帳の記載の正確性を確保すべきである。</p>	指摘	移管漏れについては、公有財産台帳の修正を行いました。
88	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状            2.農政部            久留米市兜山キャンプ場            (8)結果            (意見)            土地、建物の取得時の書類が保存されていなかった。「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされているが、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。</p>	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
93	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状            2.農政部            久留米市土づくり広場            (8)結果            (指摘)            平成20年にJAくるめと土地の交換を行っているが、その際に交換した土地の取得価格が公有財産台帳上「0」となっていた。当該交換は等価交換であるため、交換した土地の取得価格を新たに取得した土地の取得価格とすべきである。            また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、正確な取得価格等を公有財産台帳に記載すべきである。(久留米市財産規則第34条第1項)</p>	指摘	正確な取得価格を公有財産台帳に記載しました。
93	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状            2.農政部            久留米市土づくり広場            (8)結果            (指摘)            登記簿謄本の地籍と公有財産台帳上の登記簿地積が一致していないところが散見された。公有財産台帳上の登記簿地籍の記載については、登記簿謄本の地籍に一致させるべきである。</p>	指摘	登記簿謄本の地積と一致するよう、公有財産台帳の地籍を修正しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
95	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状            2.農政部            久留米市北野地区山須コミュニティセンター            (8)結果            (意見)            平成8年10月に福岡県から旧北野町に北野山須コミュニティセンターが譲与されている。(出典:土地改良財産譲与契約書)            建物取得時の福岡県の建物台帳を閲覧したところ、取得価格は35,123千円であった。しかし、久留米市の公有財産台帳では、当該施設の取得価格は「0」となっている。この場合は、見積価格により計上すべきである。また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、正確な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(2))</p>	指摘	正確な取得価格を公有財産台帳に記載しました。
97	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状            2.農政部            久留米市城島農村環境改善センター            (7)結果            (指摘)            建物の契約書等の取得価格と公有財産台帳上の取得価格が一致していなかった。将来、財務諸表を作成することとなった場合には、期末日時点での現存する固定資産を正確に把握する必要があるため、適正な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(2))</p>	指摘	適正な取得価格を公有財産台帳に記載しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
105	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市世界つつじセンター (8)結果 (意見) 土地、建物等の取得時の書類が保存されていなかつた。「文書の保存期間は所管の課長等が文書の重要度等に応じて設定することができる(久留米市文書規程第31条)」とされているが、財産の取得に係る契約書等については、永久保存が望ましい。	意見	今後、財産の取得に係る契約書類等については、永久保存等の対応を行います。
105	農政部	生産流通課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 2.農政部 久留米市世界つつじセンター (8)結果 (意見) 久留米市世界つつじセンターの有効性を測る指標としては、①研究開発の成果、②現存する貴重なつつじの育種、保存の状況、③久留米市世界つつじセンターへの来場者数と思われる。過去は、専らつつじの研究開発や育種保存を行う施設であったが、研究開発や育種、保存だけではなく、久留米市の花である「つつじ」の啓発を行い、緑花木産業の振興を図るために、一般開放に至った経緯がある。上記(5)に記載した当該施設の研究成果を見てもわかるように、一定の研究成果は出ている。その研究成果等を、広く市民に周知、理解してもらうための取組みをさらに強化し、当該センターへの来場者数(6)来場者数の推移参照の増加を促進し、重要な地域資源の一つとして、当該施設の有効性等の啓発を行うことが望ましい。	意見	平成26年度のつつじフェアにおいて久留米市世界のつばき館や道の駅との連携を行うために、スタンプラリーを行うなど回遊性の向上を考えて企画を行っております。さらに地道なPR活動を行った結果、テレビ取材や大型バス等による来場者も増加しております。今後も積極的なPRを行い、春の目玉になるような地域資源としての活用を図ってまいります。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
123	都市建設部	住宅政策課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>3.都市建設部</p> <p>【個別検討】</p> <p>(1) 07-40、07-544、07-634 晴住宅 (意見)</p> <p>公有財産台帳上No.1棟からNo.4棟までは口座番号が07-040に計上されており、No.5棟は07-544、No.6棟は07-634と別口座に計上されている。整理して統合すべきである。</p> <p>適時に台帳を整備することが望まれる。</p>	意見	別口座に計上された経緯を確認し、特段の理由が無かつたため、公有財産台帳を修正しました。
252	子ども未来部	子ども育成課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>10.子ども未来部</p> <p>(意見)</p> <p>①報告書の価格の記載について</p> <p>久留米市財産規則第33条3によると、 公有財産台帳に記載すべき価格について1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、総額が1,000円未満の場合は1,000円とする。とされているが、総務部長に提出された公有財産取得報告書及び公有財産異動報告書の価格には、千円未満切り上げて記載されている。また、価格が記載されていないものもあった。千円未満の端数処理について、徹底されていない。</p>	意見	指摘に従い修正いたしました。

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
179	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (1)25-001 特殊処理場用地、25-038 田主丸浄化センター (指摘) 土地については旧浮羽郡田主丸町時代の台帳から久留米市の公有財産台帳に転記しているだけで、登記簿謄本との照合は行われていない。 土地については登記簿謄本を入手し、照合を行うべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。
179 180	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (1)25-001 特殊処理場用地、25-038 田主丸浄化センター (指摘) 建物については平成20年4月に浄化センターとして稼働しているが口座番号25-001特殊処理場用地上に建てられたものであるが建物については口座番号25-038に計上されており統合されていない。管理棟、汚泥処理棟等の建物があるはずであるが台帳上はすべて工作物38式、価格700,587千円が計上されている。内容については建築請負契約書等の資料が台帳と別の管理となっているため不明である。建物については建築請負契約等に基づき建物の価格を把握し台帳に計上すべきである。	指摘	建物の価格を企業局固定資産台帳に計上しました。
181	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (3)25-032 合川中継ポンプ場 (意見) 建物のような重要な資産については、建築請負契約書を永年保存とすべきと考える。	意見	重要資産については今後は永年保存とします。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
182	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (4)25-039 冷水浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧浮羽郡田主丸町の台帳をもとに計上されており、契約書等の資料は一切ない。 土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。
182	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (4)25-039 冷水浄化センター (意見) 建物について修繕などの事態が生じた時に備えて図面を保管すべきである。再度、保存されているかを調査し、見つからない場合は建築請負会社に照会し入手の可能性を検討すべきである。	意見	冷水浄化センター内にて保管しています。
182	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (4)25-039 冷水浄化センター (意見) 建物価格についても引継時の金額で記載されているが、建築請負契約書が保存されていないため妥当性が検証できない。これについても建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	公有財産台帳に建設事業費が記載されていることを確認しました。
183	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (5)25-040 柴刈浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧浮羽郡田主丸町の台帳をもとに計上されており契約書等の資料は一切ない。 土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
183	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (5)25-040 柴刈浄化センター (意見) 建物について修繕などの事態が生じた時に備えて図面を保管すべきである。再度、保存されているかを調査し、見つからない場合は建築請負会社に照会し入手の可能性を検討すべきである。	意見	柴刈浄化センター内にて保管しています。
183	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (5)25-040 柴刈浄化センター (意見) 建物価格についても引継時の金額で記載されているが、建築請負契約書が保存されていないため妥当性が検証できない。これについても建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	処理施設建設事業費を確認しました。
184	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (6)25-041 赤司浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧三井郡北野町の台帳をもとに計上されている。土地については資料が一切ない。 土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認を行いました。
184	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (6)25-041 赤司浄化センター (意見) 建物価格について価格が0千円となっている。農業集落排水処理事業は特別会計であるため現段階では貸借対照表の作成は必要ないとのことであるが、公会計の貸借対照表を含む財務4表の作成はいずれ連結ベースで作成することが要求されることになると思われるため、それに備えて価格を調査することが必要と思われる。建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	処理施設建設事業費を確認いたしました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
185	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (7)25-042 南部浄化センター (指摘) 公有財産台帳には旧三井郡北野町の台帳をもとに計上されている。土地については先の赤司浄化センターと同様資料が一切ない。 土地については登記簿謄本を入手するなどして照合しておくべきである。	指摘	登記簿謄本により、財産の確認をしました。
185	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (7)25-042 南部浄化センター (意見) 建物価格について価格が0千円となっている。農業集落排水処理事業は特別会計であるため現段階では貸借対照表の作成は必要ないとのことであるが、公会計の貸借対照表を含む財務4表の作成はいずれ連結ベースで作成することが要求されることになると思われるため、それに備えて価格を調査することが必要と思われる。建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	処理施設建設事業費を確認しました。
186	上下水道部	下水道施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 6.上下水道部 (8)25-043 北野中継ポンプ場 (意見) 建物についても将来の公会計の適用に備えて価格を調査することが必要と思われる。 建築請負会社に照会するなどの手続を実施すべきである。	意見	設計書により価格の確認をしました。

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容
147	教育部	学校施設課	第6章 公有財産の各部局単位の現状 4.教育部 (意見) 南町運動広場のトイレが台帳に記載漏れとなっている。早急に台帳記載を行われたい。	意見	公有財産台帳に記載しました。